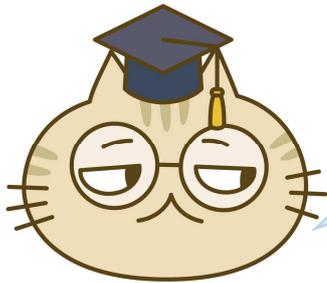


『幸せな老後』の。お金の選び方とは

「全額一時金」で受け取れば
税金を納めなくていいって思うとね……。
「年金」で受け取る人っているのかなって？



何度も言うけど、「税金」の事だけを考えたら
「年金」で受け取るよりも「一時金」で受け取る方が
『優遇されている』ってことなんだよ。

「税金」ってすごい気にならない？
働きだしてから、ずっとお給料から毎月
引かれてた分をここで取り返したい！！



うん…。気持ちはわからなくもないんだけど……。
会社からの「退職一時金」を受け取る = 「退職所得控除」
が受けられるっていうのはわかるよね？
じゃあ「企業年金」も税金を得するために「一時金」に
してしまってもいいの？ってことを言いたいんだよ。

あ、そっか…。会社からの「退職一時金」
は選ぶことが出来ないんだもんね？
「企業年金」はせっかく選べるんだものね。



60歳からも働き、今までとあまり変わらない状況で
「納税なし！」って聞くと飛びつきたくなるのはわかるよ。
でもさ、10年後もし体調を崩して仕事を辞めていたら…とか
将来の生活を思うと「コツコツ年金」もいいんじゃないの？
と思えたりもするんだよね。難しいけどさー。

「年金」で受け取った場合の税金って？



前回の説明で、退職所得控除額は20年以上だから・・・

$(38年 - 20年) \times 70万円 + 800万円 = \mathbf{2.060万円}$ だよな。

2.060万円までは『退職所得控除』が使えるので
全部一時金で受け取っても税金はかからない。

1. 退職一時金と、企業年金は全額「年金」で受取る

250万円



会社から受け取るのは
退職一時金しか選べない。

退職所得控除は使えない。



企業年金は選ぶことが出来る
ので「年金」を選択

250万を一時金で受け取った場合

「退職所得控除」内なので、税金はかからない。

2. 退職一時金と、企業年金は「一時金」と「年金」で受取る

250万円



260万円

今すぐ現金受取



退職所得控除は使えない。

コツコツ年金受取



250万円 + 260万円 = 510万円を一時金で受け取った場合
「退職所得控除」内なので、税金はかからない。

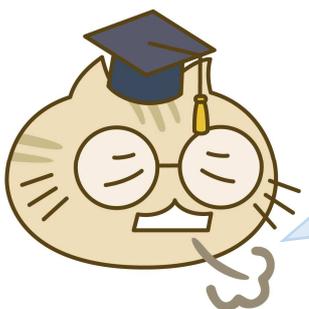
*上記以外に、自分で運用していた「確定拠出年金」もあります。

そうだったわねえー。
会社からの「退職一時金」は絶対に一時金しか
選べないだもんね。選択肢無しだった。



そうなんだよ。だからまず会社からの「退職一時金」の受け取りで
「退職所得控除」を使うことが出来るよね。
税金納めなくていいんだー、お得だ！って思えるよね？

会社からの「退職一時金」に税金がかからないのは
すごくお得♪それなら企業年金はせっかく選択が
出来るんだから「コツコツ年金」を選ぶのもアリね。



そうだよー。手元のお金を自分で運用するとか、銀行で貯金して
老後は計画的に使えるなら問題ないんだけどね…。
なかなかうまくいかなかったりするじゃない？君は特にね…。
でも「年金」なら毎月コツコツ受け取ることが出来るんだよ。

「退職一時金」が税金無しで、お得になるなら
企業年金は「コツコツ年金」を選んで
老後に備えるっていうのはいいのかもしれない。



そういう事！最近ちょっと理解が早くなったんじゃない？
企業年金はせっかく受け取り方を選べるのに、「税金」の得な部分だけ
で「全額一時金」にしてしまうのはどうなんだろう？
年金で受け取る魅力だってまだまだあるから考えていこうよ。

*この内容は、2024年7月現在の「ノーリツ企業年金基金規約」に基づき作成しています。

『幸せな老後』に必要なお金のこと

「退職所得控除」のお得な制度に、つつい引っ張られてしまう気持ち…。
でもふと…老後の生活を支えてくれるであろう「年金」という名のお金…。
今からならいろんな情報を加味し、自分にとってベストな選択が出来るはず！